

長期収載品（先発医薬品）の処方に関する選定療養について

令和6年10月1日より、国の制度改正に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を患者様のご希望で処方する場合、「選定療養費（特別の料金）」として自己負担をいただくことになりました。

■ 対象となるお薬

- ・ 後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発医薬品
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

■ 負担していただく金額

- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1（25%）相当額
- ※上記の金額に別途消費税が加算されます。
- ※選定療養費は、全額が患者様の自己負担（保険外）となります
（公費負担医療を受給されている方も対象です）。

■ 選定療養費（特別の料金）が発生しないケース

- ・ 医師が「医療上の必要性がある」と判断し、先発医薬品を処方した場合
- ・ 当院（または薬局）に後発医薬品の在庫がない場合

日本の医療制度の維持と医薬品の安定供給を目的とした国の制度となります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

あおばホームケアクリニック

院長 高橋 良輔